

医療法人等に係る所得金額の計算書
(所得配分方式用)

事業年度	・ ・ から ・ ・ まで	法人名	
総所得金額			(1) 円
医療事業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療事業に係る所得金額		(2)
	その他の事業に係る所得金額		(3)
	土地譲渡益・有価証券譲渡益等		(4)
社会保険診療分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険診療分の医療収入金額(下記(ア)欄の額)	(5)
		医療事業の総収入金額(下記(エ)欄の額)	(6)
	社会保険診療に係る所得金額((1)×(5)/(6)又は(2)×(5)/(6))		(7)
課税所得金額の計算	当期分の所得金額(1)-(7)		(8)
	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額		(9)
	課税標準となる所得金額(8)-(9)		(10)

医療第1表

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険診療分の医療収入金額	健康保険法	円	その他の収入	労働者災害補償保険法等収入	円	
	船員保険法			自費診療収入		
	諸共済組合法			健康診断・予防注射等・受託医療収入		
	国民健康保険法			その他の医療収入		
	防衛省の職員の給与等に関する法律			特別室等の差額収入		
	生活保護法			付添人食事代収入		
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			診断書等諸証明書収入		
	障害者自立支援法			受託技工・検査料等収入		
	児童福祉法			嘱託収入		
	母子保健法			寝具使用料収入		
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子・配当等収入		
	麻薬及び向精神薬取締法			電気・ガス等使用料収入		
	高齢者の医療の確保に関する法律			生産品等販売収入		
	戦傷病者特別援護法			不用品売却収入		
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
	介護保険法			その他付随収入		
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			計 (イ)		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			その他の事業に係る収入金額 (この欄は、その他の事業に係る収入金額を医療事業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。)	商品販売収入	
					物品貸付収入	
	査定損益金額				計 (ウ)	
計(上記(5)欄へ) (ア)		医療事業の総収入金額(ア)+(イ)+(ウ) (上記の(6)欄へ) (エ)				

医療事業の収入金額に含めない収入金額

諸引当金・準備金戻入額	円	国等の補助金、助成金等	円
土地譲渡益・有価証券譲渡益等(4)に係る収入金額		生命保険金・損害保険金(支払相当額と相殺された額)	
その他の事業に係る所得金額(医療事業に含めない場合)(3)に係る収入金額		従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入	
国税・地方税の還付充当金			
仕入割戻額			
債務免除益		合計	